

高知市外にお住まいの方が高知市内の保育施設の利用を申し込む場合

(1) 申込ができる方

| 施設種別 | 対象児童（申込要件） | 対象年齢（クラス） | |
|-------------------------------|--|--|-------|
| 保育所 | <p>保護者が里帰り出産する場合</p> <p>※保護者の里帰り先は、高知市内の所在する家屋に限り、祖父母以外の親族（おじ・おば等）が居住する家屋を含みます。</p> <p>※利用できる期間は、居住する市区町村の教育・保育給付認定期間と高知市の基準による受入期間（産前、産後それぞれ2か月）のうちどちらか短い方迄となります。</p> | 0～5歳児 | |
| | <p>保護者の勤務地が高知市にあるとき、児童の居住する市区町村に所在する保育施設では送迎に無理が生じる場合</p> | <p>※欠員にかかわらず通園できる距離に保育施設がない場合に限りです。</p> <p>※児童が居住する市区町村の保育施設と、高知市の保育所との併願は受け付けません。</p> <p>※父母ともに就労している場合に限りです。</p> <p>※年度毎に利用選考（再選考）を行います。</p> <p>※「妊娠・出産」「育児休業」以外の事由になった場合は「退園」になります。</p> | 1～5歳児 |
| | <p>勤務の都合により送迎ができない保護者に代わり高知市に居住する祖父母等が送迎を行うとき、児童の居住する市区町村に所在する保育所等では送迎に無理が生じる場合</p> | | |
| 認定こども園 小規模保育施設 事業所内保育施設 | <p>対象は全てのお子さんです。</p> <p>特別な申込要件はありません。</p> | 0～5歳児 | |

(2) 申込先

申込先は、**居住する市区町村の保育施設利用担当課**です。

各市区町村の担当課から、高知市保育幼稚園課へ利用申込書類を送付される必要があります。

(3) 申込締切日

申込締切日までに居住する市区町村の保育施設入所担当課にお申込みください。なお、利用希望月の前月5日迄に高知市保育幼稚園課に書類が届いている必要があります。郵送には時間がかかるため余裕をもってお申込みください。利用希望月の前月開庁日3日までに書類が届かない場合は利用選考の対象外となり、その月は利用できませんのでご注意ください。

申込締切日は、高知市保育幼稚園課ホームページに掲載されています。



(4) 利用申込書類

①居住する市区町村に提出する書類

| 必要書類 | 提出部数 |
|---|--|
| 保育施設利用申込書 ※居住する市区町村の様式を使用してください。 | <u>お子さんごとに1部</u> ※きょうだいで申し込む場合は、申し込まれるお子さんの人数分必要です。 |
| 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等） ※証明書は提出時から3か月前迄に証明されたものが必要です。 （例：7月に提出する場合、4月1日以降に証明されたもの） ※居住する市区町村の様式を使用してください。 ※詳しくは、居住する市区町村の申込冊子等でご確認ください。 | <u>世帯で1部</u> ※上のお子さんの利用申込書に添付してください。 |
| 広域利用確認票 ※ 保育所を希望される方のみ 必要です。 ※高知市の様式となります。高知市ホームページからダウンロードしてください。 | |

②高知市に提出する書類

提出する書類はありません。①居住する市区町村に提出する書類の中に足りないものがあれば別途依頼します。

(5) 利用決定

利用開始日は各月1日です。（月途中利用開始不可。）

利用の可否は、利用希望施設の利用定員の状況や待機児童の発生状況等を勘案した利用選考（利用調整）で決定します。

なお、利用選考（利用調整）の時点で一定以上の欠員があり、かつ今後の高知市児童の受入れに支障がないと判断できる場合のみ利用が可能で、利用の可否は、居住する市区町村から通知します。

